

## 【協議事項】

## 資料1

### (1) 小児の無賃運送の統一について

【内容】新しい市内交通サービスとして平成25年10月から実証運行を開始した「デマンド交通」と「シャトル便」の小児の無賃運送※を統一する。

※小児の無賃運送 … 旅客（6歳未満の小児を除く。）が同伴する6歳未満の小児の扱い

(理由) 新しい市内交通サービスは、未就学児（同伴者が必要）の運賃を無料とすることで協議が調い、実証運行を行っている。

この未就学児の扱いについて「デマンド交通（愛称：はにぼん号、もといずみ号）」を運行する朝日自動車株式会社と「シャトル便（愛称：はにぼんシャトル）」を運行する本庄観光株式会社で異なっている。

これは両社の一般乗合旅客自動車運送事業運送約款において「小児の無賃運送」が異なることが原因である。

朝日自動車(株) 当社は、旅客（6歳未満の小児を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき2人までを無賃とし、1歳未満の小児については無賃とします。

本庄観光(株) 当社は、旅客（6歳未満の小児を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき1人を無賃とし、1歳未満の小児については無賃とします。

このため、本庄観光(株)の運送約款における「小児の無賃運送」を朝日自動車(株)と同様に変更することで、新しい市内交通サービスの利用者が、同じ条件で利用できるようにする。

新しい市内交通サービス（デマンド交通、シャトル便）においては、旅客（6歳未満の小児を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき2人までを無賃とし、1歳未満の小児については無賃とする。